

令和7年度 大阪市国民健康保険「国保人間ドック」事業業務委託（単価契約）
仕様書

1 目的

大阪市国民健康保険被保険者の健康増進を図ることを目的として、各種検査項目（別紙1）及び日常生活の指導を1日で行う。そのため、当該検査項目のすべてを1日で実施できる設備を備えている施設を管理する事業主に委託する。

2 対象者

本事業の対象となる者は、大阪市国民健康保険の被保険者であって、次のいずれにも該当するものとする。なお、総合コースの愛称を「国保人間ドック」、ライトコースの愛称を「国保プラス健診」とする。

（1）総合コース（国保人間ドック）については受診日に年齢が満30歳以上で、同一年度内に特定健康診査及びライトコース（国保プラス健診）を受診していない者

（2）ライトコース（国保プラス健診）については受診日に年齢が満18歳以上で、同一年度内に特定健康診査及び総合コース（国保人間ドック）を受診していない者。

※ 総合コース（国保人間ドック）については、令和8年3月31日時点で40, 45, 50, 55, 60, 65歳の者には本事業を無料で実施する。（同一年度内にライトコース（国保プラス健診）及び特定健康診査を受診していない者に限る。）

3 対象者の人数

（1）対象者の人数は、予算の範囲内で発注者が定める。

（2）予約数が対象者の人数に達した場合、発注者は受注者へ事業終了の旨通知するものとする。

4 事業実施期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日

5 申込・受付方法

（1）受診希望者より、住所、電話番号、氏名、性別、生年月日、被保険者証記号・番号、受診希望日、前回受診履歴を確認し、申込受付をすること。

（2）受診希望者が特定健康診査の対象者（年度中に40歳以上になる者）である場合は、受診日当日に、特定健診受診券を必ず提出させること。ただし、令和8年2～3月の期間は、特定健診受診券が届いていない被保険者（令和8年2月上旬以降に国保に加入した方、具体的な日程は別途通知する。）について、受注者は発注者に予約受付の可否について確認を行うこと。発注者は対象の被保険者が資格を有するが、受診券が送付されない場合はその者の受診券番号を後日受注者へ通知することとする。

（3）申し込みを受けた受注者は、速やかに申込者に受診日時等の詳しい内容を通知しなければならない。

（4）発注者より、事業終了の通知を受けた場合、受注者は既に予約を受付した者の氏名報告を発注者に行うとともに、その後の予約受付を終了すること。

6 実施内容

- (1) 受注者は、本事業の目的を達成するため、受注者の管理する施設で必要な検査（別紙1）を行うものとする。また、特定健康診査の検査項目にかかる取り扱いについては、大阪市国民健康保険特定健康診査実施基準に準じて実施すること。
- (2) 検査結果については、当日に医師が面接を行い、受診者本人に検査結果を説明しなければならない。また、当日結果の出ない血液検査などの検査結果は、検査実施日から14日以内に、受診者本人に通知しなければならない。なお、通知する際の結果通知表に「大阪市国民健康保険」と記載すること（記載箇所は問わない）。
- (3) 検査結果により精密検査及び治療を必要とする者には、受診勧奨とともに適切な指導を行うこととする。
- (4) 受診者が特定健康診査の対象者であるときは、必ず特定健康診査を同時に実施し、健診結果を発注者に提出することを伝えなければならない。
- (5) 特定健康診査の対象者の検査結果のうち、特定健康診査に該当するデータについては、指定された書式を利用して報告すること。

7 予定数量

総合コース（国保人間ドック）

30～39 歳	40～74 歳	40・45・50・55・60・65 歳 ※1
人	人	人

※1 令和8年3月31日時点

ライトコース（国保プラス健診）

18～39 歳	40～74 歳
人	人

8 健診料（受診者負担分）及び実施報告等

- (1) 健診料のうち受診者自己負担額については、受診者が実施医療機関において所定料金を支払う。
- (2) 実施報告について、受注者は5月～2月実施分は実施月の翌月1日から20日の間に、受診者名簿（別紙2-1・別紙2-2）及び予約状況表（別紙3）をMicrosoftExcelで作成し、パスワードを設定したファイルを発注者にメールで送信すること。3月実施分は3月31日までに送信すること。
- (3) 実施報告が受診翌月に間に合わなかった場合は翌々月に報告すること。
- (4) 実施報告について、発注者指定の様式で提出できない場合は、発注者と受注者において協議のうえ、調整することとする。
- (5) 請求がない月については、予約状況表（別紙3）を作成し、ファイルを発注者にメールで送信すること。（請求がない月についてはファックス等による提出も可）
- (6) 令和8年3月分の業務委託終了後、20日以内に健診結果集計表（別紙4-1・別紙4-2）をMicrosoftExcelで作成し、発注者にメールで送信すること。

(7) 特定健康診査分の請求は、通常の特健康診査の請求方法で請求するものとする。

(8)

健診料金と費用負担

区分	健診料	受診者 自己負担額	福祉局 請求額※3	特定健康診査 ※1 (国保連合会請求分)
ライトコース (国保プラス健診) (18～39 歳)	12,000 円	1,800 円	10,200 円	0 円
ライトコース (国保プラス健診) (40～74 歳)	12,000 円	1,800 円	1,686 円	8,514 円
総合コース (国保人間ドック) (30～39 歳)	29,100 円	14,000 円	15,100 円	0 円
総合コース (国保人間ドック) (40～74 歳) ※2	29,100 円	10,000 円	10,586 円	8,514 円
総合コース (国保人間ドック) 40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳 (令和8年3月31日時点) ※2	29,100 円	0 円	20,586 円	8,514 円

※1 詳細な健診 (貧血検査 (231 円)・心電図検査 (1,430 円)・眼底検査 (2,002 円)) について、特定健康診査として行う必要がある (実施基準に該当し、医師が必要と判断した場合) の費用については、特定健康診査 (国保連合会請求分) に加え、福祉局請求額からは差し引くこと。

※2 40～74 歳の区分は、令和7年度中に40歳となる昭和61年3月31日以前に生まれた者を含む。また、40～74歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の区分については、被保険者より、必ず特定健診受診券を回収すること。

※3 本件業務委託に関する部分

9 その他

- (1) この事業にかかる、被保険者の受診については実施期間中1人1回とする。
- (2) 広く被保険者が利用する事業であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 事業内容について不明事項がある場合は、必ず発注者に確認、協議すること。
- (5) 検査方法、検査内容、検査結果等の被保険者からの質問や苦情には、受注者が責任を持って対応すること。
- (6) 発注者が事業の実施状況を照会した場合、速やかに対応すること。
- (7) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号) に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

10 再委託の禁止

- (1) 令和7年度大阪市国民健康保険「国保人間ドック」事業業務委託（単価契約）契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 事前の調整
ウ 健診の実施
エ トラブル対応
オ 結果説明および問い合わせ対応
カ 健診実施状況の報告
キ 健診実施後の対応

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を令和6年度大阪市国民健康保険「国保人間ドック」事業業務委託（単価契約）契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(別紙 1)

検査項目		総合コース (国保人間ドック) (30～74 歳)	ライトコース (国保プラス健診) (18～74 歳)	特定健康診査
診察 (問診)		○	○	○
計測	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	肥満度 (BMI)	○	○	○
	腹囲	○	○	○
診察 (理学的所見)	胸部聴診、腹部触診等	○	○	○
血圧検査	最高 (収縮期)	○	○	○
	最低 (拡張期)	○	○	○
視力検査	遠方	○	○	
聴力検査		○	○	
胃部エックス線 検査 ^{注1}	食道・胃・十二指腸。 四ツ切等 8 枚以上 (デジタル画像も可) 発泡剤、鎮痙剤、下剤の使用は 任意とする。	○		
腹部超音波	検査対象臓器は胆のう・肝臓 (脾臓を含む)・膵臓・腎臓・ 腹部大動脈とする。但し、膵臓 検出できない時はその旨記載す ること。	○		
尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	○	○	○
	ウロビリノーゲン	○		
	潜血	○		
	P H	○		
糞便検査	潜血 免疫法で実施 (2 日法)	○		
血液学的検査	白血球検査	○		
	赤血球検査	○	○	○※
	ヘモグロビン (血色素量)	○	○	○※
	ヘマトクリット	○	○	○※
	血小板	○		
生化学的検査	総蛋白	○		
	尿酸	○	○	○
	血清クレアチニン	○	○	○※

	(e G F R)			
	γ - G T (γ - GTP)	○	○	○
	中性脂肪	○	○	○
	アミラーゼ	○		
	ALP	○		
	血糖	○	○	○
	アルブミン	○		
	A / G 比	○		
	H D L コレステロール	○	○	○
	L D L コレステロール又は Non - HDL コレステロール	○	○	○
	総コレステロール	○		
	A S T (GOT)	○	○	○
	A L T (GPT)	○	○	○
	H b A 1 c	○	○	○
免疫学的検査				
肝炎ウイルス 関連 ^{注2}	H B s 抗原	○		
	H C V 抗体	○		
	C R P (定量法)	○		
眼底検査	両眼撮り	○	○*	○*
眼圧検査		○		
心肺機能	心電図検査	○	○	○*
	呼吸機能検査 (1 秒率、%肺活量、% 1 秒量 (対標準 1 秒量))	○		
	胸部エックス線検査 2 方向 (デジタル画像も可)	○	○	
総合判定面接		○	○	

※詳細な健診（実施基準に該当し、医師が必要と判断した場合のみ特定健康診査として実施する。）

注1 エックス線検査を基本とする。本人から内視鏡検査の申し出があった場合は、内視鏡検査に変更することも可。（追加費用が生じる場合は、本人の負担により検査を行うことを伝え、承諾を得たうえで実施すること。）

注2 H B s 抗原、H C V 抗体検査については、本人の申し出により省略可。但し、省略する場合は、過去に当該検査を受診済みであることを確認すること。（確認できない場合は実施する。）

総合コース(国保人間ドック)受診者名簿
(月受診分)

受診者数
(内訳)

①30～39歳 名
②40～74歳 名
③40・45・50・55・60・65歳※ 名
※令和8年3月31日現在

名

名
名
名

詳細な健診該当者

貧血検査 名
心電図検査 名
眼底検査 名

実施機関名

No.	年齢区分	受診日	保険証 記号	番号	氏名	性別	生年月日	判定	詳細健診
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

※検査結果の判定について
A異常なし B軽度以上 C要経過観察・生活改善 D1要医療 D2要精検 E治療中
受診者名簿に、判定区分の記載がない場合、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
※詳細健診について
特定健診として行う必要がある詳細な健診を行った場合、貧血検査・・・「貧」、心電図検査・・・「心」、眼底検査・・・「眼」と記入する。

ライトコース(国保プラス健診)受診者名簿
(月受診分)

受診者数
(内訳)

①18～39歳
②40～74歳

名
名

詳細な健診該当者
貧血検査 名
心電図検査 名
眼底検査 名

実施機関名

No.	年齢区分	受診日	保険証 記号	番号	氏名	性別	生年月日	判定	詳細健診
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

※検査結果の判定について
A異常なし B軽度以上 C要経過観察・生活改善 D精密検査・治療 E治療中
受診者名簿に、判定区分の記載がない場合、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
※詳細健診について
特定健診として行う必要がある詳細な健診を行った場合、貧血検査・・・「貧」、心電図検査・・・「心」、眼底検査・・・「眼」と記入する。

令和7年度予約状況表

実施機関名

1 受診者数(当月までの実施済件数を記載)

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ライトコース (国保プラス健診)	18～39歳												0
	40～74歳												0
	合計												0
総合コース (国保人間ドック)	30～39歳												0
	40～74歳												0
	40・45・50・55・60・65歳※												0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 予約数(次月以降の予約受付済件数を記載)

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ライトコース (国保プラス健診)	18～39歳												0
	40～74歳												0
	合計												0
総合コース (国保人間ドック)	30～39歳												0
	40～74歳												0
	40・45・50・55・60・65歳※												0
	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和8年3月31日時点

令和7年度健診結果集計表

総合コース(国保人間ドック)

1. 受診者数 男性 名
 女性 名

実施機関名

2. 年代別受診者数

	～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	合計
男性							
女性							
合計							

3. 地域別受診者数

区名	人数		区名	人数	
	男性	女性		男性	女性
北区			東淀川区		
都島区			東成区		
福島区			生野区		
此花区			旭区		
中央区			城東区		
西区			鶴見区		
港区			阿倍野区		
大正区			住之江区		
天王寺区			住吉区		
浪速区			東住吉区		
西淀川区			平野区		
淀川区			西成区		

4. 判定区分別内訳と率

	A 異常なし B 軽度異常	C 要再検査・生活改善～ E 治療中	合計
男性	()	()	()
女性	()	()	()
合計	()	※ ()	()

()内は%

5. C 要再検査・生活改善～E治療中 年代別内訳と率

	～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	合計
男性	()	()	()	()	()	()	()
女性	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	※ ()

()内は%

6. 判定区分別内訳(C要再検査・生活改善～E治療中)

	C 要再検査・生活改善	D 要精密検査・治療	E 治療中	合計
男性				
女性				
合計				

(延べ人数)

※印の欄は同数になります

令和7年度健診結果集計表
ライトコース(国保プラス健診)

1. 受診者数 男性 名
 女性 名

実施機関名

2. 年代別受診者数

	～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	合計
男性							
女性							
合計							

3. 地域別受診者数

区名	人数		区名	人数	
	男性	女性		男性	女性
北区			東淀川区		
都島区			東成区		
福島区			生野区		
此花区			旭区		
中央区			城東区		
西区			鶴見区		
港区			阿倍野区		
大正区			住之江区		
天王寺区			住吉区		
浪速区			東住吉区		
西淀川区			平野区		
淀川区			西成区		

4. 判定区分別内訳と率

	A 異常なし B 軽度異常	C 要再検査・生活改善～ E 治療中	合計
男性	()	()	()
女性	()	()	()
合計	()	※ ()	()

()内は%

5. C 要再検査・生活改善～E治療中 年代別内訳と率

	～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	合計
男性	()	()	()	()	()	()	()
女性	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	※ ()

()内は%

6. 判定区分別内訳(C要再検査・生活改善～E治療中)

	C 要再検査・生活改善	D 要精密検査・治療	E 治療中	合計
男性				
女性				
合計				

(延べ人数)

※印の欄は同数になります